

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立東毛青少年自然の家
所在地	太田市数塚町3657
所管部局・課	教育委員会 生涯学習課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、群馬県青少年自然の家の設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 青少年の心身ともに健全な育成に資するため
(2) 設置当初の状況 豊かな自然の中での活動、また集団宿泊体験などを通じ、子どもたちの健全育成に寄与する施設として設置され、大きな役割を担ってきた。
(3) 施設を取り巻く現状 県内小学校の集団宿泊活動を中心に、自然体験や生活文化体験等の様々な体験活動を提供している。近年、県内市町村立の臨海学校の廃止が進み、県立妙義青少年自然の家も廃止となる中、その受け皿としての役割も担っている。しかし、少子化や学校の統廃合の影響もあり、利用者を大幅に増やしていくことは難しい。また、施設の老朽化も進んでおり、必要な改修や修繕など、計画的かつ早急に進めていく必要がある。

3 施設の概要

設置年月日	昭和54年11月1日
敷地面積(所有者)	68,358平方メートル(太田市から無償借受)
主な施設(床面積、階数等)	管理棟(2階建地下1階:1249.35㎡)、宿泊棟(1階建:1,018.79㎡)、プレイホール(385.24㎡)他
建設費	202,576千円

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	研修室等利用時間:原則昼間9時～17時、夜間17時30分～22時 休館日:原則月曜日及び12月27日から1月5日まで
室料 部屋毎、利用者区分による (詳細は別紙)	終日利用の場合 300円 ～1,450円	
宿泊 施設毎、利用者区分による (詳細は別紙)	和室一泊につき 300円 ～820円※冬期の 燃料費加算あり	

4 施設における実施事業

- (1)林間学校(小学5年生が主)及び集団宿泊活動の受入れ(幼稚園・保育園、各種青少年団体)
- (2)親子体験活動(親子キャンプ、親子防災キャンプ等)
- (3)自然体験活動(ピザづくり、焼まんじゅうづくり等)
- (4)宿泊自然体験活動(東毛キッズキャンプ:小学4年～6年生を対象とした宿泊型の自然体験)
- (5)青少年ボランティア養成
- (6)青少年ボランティア体験(高校生等を対象としたボランティアの受入れ)
- (7)青少年自立支援:ぐんまいいききチャレンジ(様々な要因により社会と上手く関われない青少年等を対象とした体験活動事業)

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載 (千円)

区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	2,251	2,056	1,780	775	3,896	4,753	4,843
使用料	692	525	1,155	177	2,075	2,707	2,726
雑入(行政財産使用に伴う光熱水費収入等)	1,559	1,531	625	598	1,821	2,046	2,117

歳 出(②)	79,295	89,909	75,896	74,883	80,889	86,590	77,520
常勤職員	58,812	59,507	58,732	62,883	62,887	70,252	61,532
非常勤職員	4,038	2,722	3,221	1,918	1,987	1,950	1,971
修繕費	862	1,516	826	809	510	2,345	709
委託費	3,184	4,149	3,793	2,454	2,355	2,335	1,786
その他管理・事業費	12,399	22,015	9,324	6,819	13,150	9,708	11,522
歳入・歳出の差額(①－②)	-77,044	-87,853	-74,116	-74,108	-76,993	-81,837	-72,677
歳入・歳出の主な増減理由	【歳入減】新型コロナウイルス感染症による利用者減 【歳出増】業務委託や工事内容による(例えば令和4年度の増は危険木伐採や野外トイレの洋式化による)						

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	7	7	7	7	7	8	7
非常勤職員	3	3	3	2	2	2	2
合 計	10	10	10	9	9	10	9

7 施設利用の状況 年度別の利用者数

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間利用者総数(人)	16,053	13,946	9,590	4,713	26,955	29,099	28,310
有料利用者数(人)	2,679	1,951	2,435	505	7,133	8,816	7,020
無料利用者数(人)	13,374	11,995	7,155	4,208	19,822	20,283	21,290
目標利用者数(人)※2	30,400	30,400	30,400	30,400	30,400	30,400	30,400
施設稼働率(%)※3	17.7	15.1	4.1	1.1	27.6	29.1	29.3
稼働率対象施設(設備)	宿泊室						
利用者の主な増減理由	令和2年度から新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者数は激減したが、令和5年度に感染症法上の分類が5類に移行したことから、利用者は増加している。						

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	・ 学習指導要領では「自然の中での集団宿泊体験活動が重視」されており、群馬県教育委員会の「第4期群馬県教育振興基本計画」においても、社会教育施設、体験活動など多様な学びの充実が謳われている。その実践場所として学校等からの当所での受入要望が多いことから、県として県内の小・中学生に対し、教育の一環として体験活動を提供する場として施設を存続させる必要性が非常に高い。 ・ 独立行政法人国立青少年教育振興機構が平成21年度に実施した「子どもの体験活動の実態に関する調査」では、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、大人になったとき何でもチャレンジしようとする関心・意欲や規範意識・人間関係構築能力が高く、体験量が多い人ほど最終学歴や年収が高くなることが報告されている。 ・ 近年、臨海学校の廃止が相次いでいるとともに、太田市が管理していた東毛林間学校の廃止(令和元年度末)、県立妙義青少年自然の家の廃止(令和3年度末)により、自然の中での野外体験活動と集団宿泊体験活動を実施できる施設が少なくなっている中で、当所は東毛地域(桐生、板倉を除く)の林間学校利用(小学生)のほとんど引き受けていることから、県全体としても当施設が設置されている意義は大きい。

指定管理者制度	・平成11年4月～平成18年3月まで、群馬県青少年育成事業団に管理委託されていた。「東毛わんぱく教室」等の事業が行われており、期間中の年間利用者数は約3万人であった。 ・市町村、民間団体、NPOなど指定管理者となりうる団体があれば、制度導入の検討をすることは可能であるが、現在のレベルを維持し、かつ学習指導要領に準拠した指導(例えば学習指導要領は児童の意見を取り入れた自主的、実践的な活動を求めている)ができるか疑問である。 ・制度導入にあたっては、県内をはじめ、他県等の指定管理者制度導入施設の状況を更に調査し、当所でも対応可能か、メリットやデメリット等を確認し、しっかりと適用の可否を判断する必要がある。 ・前回調査時に指定管理者制度導入の検討が必要との結果となったが、その後「県有施設のあり方見直し」により妙義青少年自然の家の廃止が決定し、廃止後は北毛及び東毛青少年自然の家が妙義を利用していた団体等の受け皿となっており、前回調査時点から状況が大きく変わっている。 ・施設の老朽化により施設の新設・大改修を検討する時期にきているため、指定管理者制度導入も視野に入れつつ、PPP等による施設整備の可能性も含めて検討を進めたい。
業務等の見直し	・従前から全体的な業務見直しに積極的に取り組んできたところであり、コロナ禍からの回復基調の中で、これ以上の業務見直し等は、現状の人員配置、予算状況から困難と考える。 ・主催事業においてはボランティア養成、ボランティア体験、親子防災キャンプ、ぐんまいいききチャレンジ(社会と上手に関われない青少年の体験活動支援)など限られた人員、予算の中で魅力的な主催事業を企画している。 ・施設の活用については企業研修の受け入れや個人での利用を認めることにするなど、利用条件の見直しも行っている。今後も新しいニーズに対応したアイデアを絞っていく。
施設運営に当たっての課題	・施設の老朽化により頻発する、設備の不具合、故障による運営の継続性(財政的負担、耐用年数超過による修繕不能)。 ・利用者の衛生環境と安全を担保するための施設運営予算の不足(危険木の伐採・剪定費用、寝具クリーニング代)。 ・施設使用料、宿泊料の水準と減免の妥当性。 ・利用者増への取り組み(特に冬季)。